

新旧対照表（鹿児島市胃がん検診（胃内視鏡検査）仕様書）

変更前	変更後	備考
<p>1～12 略す</p> <p>13 業務内容</p> <p>(1)～(5) 略す</p> <p>(6) 偶発症への対応及び報告</p> <p>ア 偶発症への対応準備</p> <p>受託医療機関は、偶発症の発生に備え、下記の準備を行うこと。</p> <p>(ア)～(ウ) 略す</p> <p>(エ) 鎮痛薬・鎮静薬は原則使用しない。</p> <p>(オ)～(ク) 略す</p> <p>イ～オ 略す</p> <p>(7) 検査後の説明</p> <p>検査医は、検査終了時に、検査の概要、生検の有無について説明を行う。<u>この際、検査時の結果はダブルチェックにより最終的な判定が決定することから、検査時の結果は変更される可能性があり、最終的な判定結果を確認する必要性を説明する。</u></p> <p>(8) 略す</p> <p>(9) ダブルチェックによる評価、最終判定等の確認</p> <p>受託医療機関は、ダブルチェックによる画像の評価及び診断、生検の妥当性評価、<u>再検査の指示並びに最終判定について確認を行う。</u>画像の評価については、結果を確認し、検査の精度向上に活かすこと。</p> <p>(10) 検診結果報告書の作成及び通知</p>	<p>1～12 略す</p> <p>13 業務内容</p> <p>(1)～(5) 略す</p> <p>(6) 偶発症への対応及び報告</p> <p>ア 偶発症への対応準備</p> <p>受託医療機関は、偶発症の発生に備え、下記の準備を行うこと。</p> <p>(ア)～(ウ) 略す</p> <p>(エ) 鎮痛薬・鎮静薬は使用しない。</p> <p>(オ)～(ク) 略す</p> <p>イ～オ 略す</p> <p>(7) 検査後の説明</p> <p>検査医は、検査終了時に、検査の概要、生検の有無について説明を行う。<u>最終的な結果は生検病理診断及びダブルチェックが終わってから、改めて説明する。</u></p> <p>(8) 略す</p> <p>(9) ダブルチェックによる評価、最終判定等の確認</p> <p>受託医療機関は、ダブルチェックによる画像の評価及び診断、生検の妥当性評価、<u>最終判定並びに受診者への指示について確認を行う。</u>画像の評価については、結果を確認し、検査の精度向上に活かすこと。</p> <p>(10) 検診結果報告書の作成及び通知</p>	<p>文言修正</p> <p>説明会質問</p> <p>説明会質問</p> <p>読影システム決定による運用見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>結果通知は検査受診後2週間以内が望ましいが、困難な場合でも1か月以内に確実に伝達すること。</p> <p>ア 作成</p> <p>受託医療機関は、ダブルチェックが終了したら、<u>結果報告書及び精密検査依頼書（仮）の印刷を行う。</u></p> <p>イ 結果通知</p> <p>受託医療機関は、<u>結果通知は検査受診後2週間以内が望ましいが、困難な場合でも1か月以内に確実に伝達する。検査医が対面で検査記録を提示しながら、その説明を行う。困難な場合には、郵送による伝達も可能であるが、「胃がんあり」「胃がん疑い」「胃がん以外の悪性病変」例については、対面による受診者への個別説明が必要である。必要に応じ専門の医療機関を紹介し、適切な治療を受けられるように支援する。また、ダブルチェックの判定と検査当初の判定が異なる場合には、必ず対面で結果を説明する。なお、郵送により結果通知する場合の郵便料は受託医療機関の負担とする。</u></p>	<p>結果通知は検査受診後2週間以内が望ましいが、困難な場合でも1か月以内に確実に伝達すること。</p> <p>ア 作成</p> <p>受託医療機関は、ダブルチェックが終了したら、<u>読影システムから「胃がん検診結果のお知らせ」の印刷を行う。なお、ダブルチェックによる受診者への指示が「要治療」の場合においては、読影システム患者向けコメントに診断名を追記する。</u></p> <p>イ 結果通知</p> <p>受託医療機関は、<u>結果通知を検査受診後2週間以内に伝達するのが望ましいが、困難な場合でも、1か月以内に確実に伝達する。結果については、検査医が対面で検査記録を提示しながら説明を行うことが望ましく、特に、「胃がんあり」「胃がん疑い」「胃がん以外の悪性病変」例については、必要に応じ専門の医療機関を紹介し、適切な治療を受けられるように支援する必要があることから、対面での受診者への個別説明が必要である。また、ダブルチェックの判定と検査当初の判定が異なる場合には、対面での結果説明が必要である。ただし、「胃がんなし」例及び受診者への対面での説明が困難な場合には、郵送による伝達も可能とする。</u></p> <p><u>なお、郵送により結果通知する場合の郵便料は受託医療機関の負</u></p>	<p>読影システム決定による運用見直し</p> <p>説明会質問</p>

変更前	変更後	備考
<p>(11) ～ (14) 略す</p> <p>1 4 検診委託料及び自己負担額</p> <p>(1) 略す</p> <p>(2) 自己負担額 (税込)</p> <p>1 件あたり 4, 0 0 0 円</p> <p>ただし、受診者が次に掲げる事由に該当することを証する書面を提出し、又は提示したときは、自己負担額の負担を要しないものとする。</p> <p>ア 略す</p> <p><u>イ</u> 生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) による保護を受けている世帯に属する者であること。</p> <p><u>ウ</u> 市民税の非課税世帯に属する者であること。</p> <p>以下略</p>	<p><u>担とする。</u></p> <p>(11) ～ (14) 略す</p> <p>1 4 検診委託料及び自己負担額</p> <p>(1) 略す</p> <p>(2) 自己負担額 (税込)</p> <p>1 件あたり 4, 0 0 0 円</p> <p>ただし、受診者が次に掲げる事由に該当することを証する書面を提出し、又は提示したときは、自己負担額の負担を要しないものとする。</p> <p>ア 略す</p> <p><u>イ</u> <u>受診日現在 6 5 歳以上 7 0 歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (平成 1 9 年政令第 3 1 8 号) 別表第 1 に規定する程度の障害の状態にあると市長が認めたものであること。</u></p> <p><u>ウ</u> 生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) による保護を受けている世帯に属する者であること。</p> <p><u>エ</u> 市民税の非課税世帯に属する者であること</p> <p>以下略</p>	<p>運用修正</p>